

虐待防止のため指針

社会福祉法人 川惣会

虐待防止のための指針

1. 目的

当法人では、虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、障害者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的とする。

2. 基本方針

(1) 虐待の防止

虐待防止とともに、虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

- ① 身体的虐待：暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛りつけたり、過剰な投棄によって身体の動きを抑制する行為。
- ② 心理的虐待：脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること。
- ③ 性的虐待：本人が同意していない性的な行為やその強要（表面上では同意しているように見えても、判断能力のハンディに付け込む場合があり、本心からの同意かどうかを見極める必要がある）
- ④ 経済的虐待：本人の同意なしに財産や年金、賃金を搾取したり、勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。
- ⑤ ネグレクト：食事や排せつ、入浴、洗濯など身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない、などによって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化させること。

(2) 研修の実施

虐待防止のための職員研修を原則年1回に実施します。研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底します。研修の実施内容については、研修資料、実施概要等を記録します。

また、外部機関により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

(3) 虐待防止に向けた組織体制

虐待防止に努める観点から「虐待防止委員会」（以下、「委員会」という。）を設置します。

① 協議内容

- ・虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ・虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ・虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ・職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ・虐待等が発生した場合、その発生原因棟の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ・再発の防止策を講じた際に、その効果について評価に関すること

② 虐待防止委員会の開催

委員会は、年1回以上開催、また必要に応じて開催します。

③ 虐待防止委員会の構成

委員会の委員長は理事長とする。常任委員及び委員の選任については、当該事業所の管理者及び虐待防止マネージャー、サービス管理責任者、その他委員長が指名した者とする。

3. 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策

利用者本人及び保護者、職員等からの虐待の通報があるときは、虐待防止マニュアルに基づき、対応します。

また、法人職員は虐待を発見した際、障害者虐待防止法に基づき、市町村に通報する義務があります。

4. 虐待発生時の対応

虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。

5. 指針の閲覧について

当該指針は、事業所内に掲示等するとともに、ホームページにも掲載し、利用者及び職員等がいつでも閲覧できるようにします。

附則

この指針は、令和4年4月1日より施行する。」